（様式第４）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人埼玉県産業振興公社

埼玉県起業支援金事務局　行

採択番号：

郵便番号：(〒 － )

住所：

採択者名：

**反社会勢力の排除に関する誓約書**

　私（自署：　　　　　　　）及び補助事業を個人以外で実施する場合の会社等（埼玉県起業支援金補助事業交付規程第３条第１項に規定する法人をいう。以下同じ。）、その会社等の役員等（個人事業主である場合はその者、会社である場合は役員、会社以外である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、補助金の交付の申請をするに当たり、補助事業実施期間内及び完了後において下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、下記に関し不法行為があった場合は法的措置を講じられても異議は一切申し立てません。

１．反社会的勢力として以下のいずれかに該当する者

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

（３）暴力団準構成員

（４）暴力団関係企業

（５）総会屋等

（６）社会運動等標ぼうゴロ

（７）特殊知能暴力集団等

（８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

①前各号に掲げる者が会社等の事業又は経営を支配していると認められること。

②前各号に掲げる者が会社等の事業又は経営に実質的に関与していると認められること。

③役員等が自己、自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

④役員等が前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

⑤役員等がその他前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

２．役員等自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて事務局の信用を棄損し、又は事務局の業務を妨害する行為

（５）その他の前各号に準ずる行為

３．会社等が補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する際、以下に該当する行為をした場合

（１）第三者と委託契約その他契約（以下「委託契約等」という。）を締結する際、その相手方が第１項の各号に掲げる者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（２）第１項の各号に掲げる者のいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する際、事務局が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

（注） （　　）内には採択者名を自署してください。